

委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

仕 様 書

業務名：R 2 企総管 坂州発電所 水利使用規則報告資料作成業務

本業務（R 2 企総管 坂州発電所 水利使用規則報告資料作成業務）の内容は、次のとおりとする。

1 業務目的

当該業務は、坂州発電所の水利使用規則第10条にある河川流量等の報告（中間報告）に必要な資料を作成することを目的とする。

2 業務内容

1) 打合せ

打合せは原則として業務着手時、中間時4回、成果納入時の計6回とし、業務着手時と成果納入時の打合せには管理技術者が出席する。

2) 協議資料作成

協議資料作成とは、既存資料および当該業務による新規作成資料を用いて、国土交通省との協議資料を作成するものである。

なお、協議資料作成に必要となる徳島県企業局所有の資料については、発注者に請求できるものとする。

3) 流量等計算

流量等計算とは、流量資料を収集・整理し、常時使用水量等を算出するものである。

4) 報告書作成

報告書作成とは、河川流量等の報告（中間報告）に必要な資料を作成し、成果品を発注者に提出するものとする。

3 成果品

業務の完了後に提出すべき成果品は、次のとおりとする。

報告書、図面等の電子データ（エクセル・ワード・CAD等）は、CD-RもしくはDVD-Rに記録し成果品に添付する。

- | | |
|-----------------------|----|
| ・電子成果品（CD-RもしくはDVD-R） | 2部 |
| ・中間報告書 | 5部 |
| ・その他監督員が指示するもの | 1式 |

[参考]水利使用規則【抜粋】

(河川流量等の報告)

第10条 水利使用者は、次の事項について10年間分の測定結果、実施状況等を取りまとめて、平成32年度末までに、これを局長に報告しなければならない。

- ①河川流量
- ②取水実績
- ③維持流量の放流状況
- ④河川法許可に係る手続きの遵守状況
- ⑤工作物の工事履歴
- ⑥洪水時の対応状況
- ⑦異常渇水時の対応状況
- ⑧その他必要な事項